

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 140,800 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,064,398 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	38,545	0	9,000	4,180	4,600	20,765
	障害者福祉事業	258,675	184,306	5,200	366	12,400	56,403
	子ども・子育て支援事業	66,239	3,307	9,400	3,428	28,000	22,104
社会保険	国民健康保険事業	74,437	41,455	0	0	5,900	27,082
	介護保険事業	255,991	19,609	0	4,934	41,600	189,848
	後期高齢者医療事業	222,415	35,636	0	0	33,600	153,179
保健衛生	社会福祉医療事業	63,831	21,878	10,300	0	5,700	25,953
	予防事業	52,648	29,779	0	0	4,100	18,769
	健康づくり推進事業	23,132	796	0	1,719	3,700	16,917
	母子保健事業	8,485	2,249	0	48	1,100	5,088
合計		1,064,398	339,015	33,900	14,675	140,700	536,108

※ この資料は、地方税法第72条の116（平成26年4月1日施行）の規定を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費について明らかにするものです。